

事業主の皆さまへ

雇用保険手続きは電子申請が便利で安全です

雇用保険関係手続きは電子申請が便利です。

「資格取得届」「資格喪失届」「離職証明書」「雇用継続給付金の申請」などを含むほとんどの手続きで電子申請が利用できます。

○電子申請にはメリットがたくさんあります

- ・24時間365日、いつでも届出ができます→スキマ時間が有効に活用できます
- ・誤送付、紛失などの個人情報の漏えい等のリスクが軽減されます
→暗号化により、マイナンバーが含まれた届出・申請が安全に行うことができます。
(「個人番号登録・変更届出書」についてのみ、電子申請で行うことも可能です。)
- ・データが残るため、いつでも確認ができます。→届出した履歴を確認できます。
- ・保有データをそのまま活用することができます(別途ソフトウェアの導入が必要)。
→転記誤りが無くなるなど効率的かつ正確な届出を行うことができ、事務負担が大幅に軽減されます。

○「マイナンバーカード」が「電子証明書」として使用できます。

雇用保険関係の電子申請は次の電子証明書により手続きができます。

- ①事業主(法人)の電子証明書(電子認証局にお問い合わせください)
- ②事業主(代表者)個人の電子証明書(②③はマイナンバーカードで申請できます)
- ③事業主が指定した方(同一企業内に属する責任のある方(総務部長など)の電子証明書(届出を行うごとに指定したことを証明する文書の添付がその都度必要です)

上記問い合わせ 大阪労働局雇用保険電子申請事務センター 電話 06-7663-6250

○複数の事業所を有する事業主の方は「一括申請」が便利です。

雇用保険の資格取得届・資格喪失届などの届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することになっていますが、電子申請の「一括申請」※機能を利用することで、本社などが各事業所の手続きをまとめて電子申請することが可能です。

- ※ 一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入する必要があります。
詳しくは、e-Govのホームページをご確認ください。

e-Gov 一括

検索

一括申請のイメージ(雇用保険被保険者資格取得届の例)



e-Gov電子申請システムでは、市販の給与計算ソフトウェアや自社開発のソフトウェアとの直接接続が可能となるよう、「外部連携API」の仕様を平成26年10月から公開しています。市販ソフトウェアが「外部連携API」を利用することで、これまで1件ずつ操作が必須となっていた手続き所管府省が発行する公文書の取得などについて、一括取得の実現などが可能となっています
(**具体的にはソフトウェア会社に問い合わせください**)。